
ひたちなか
しあわせプラン21（第7期）概要版

ひたちなか市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
【平成30年度～平成32年度（2018年度～2020年度）】

平成30年3月

ひたちなか市

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

第7期（平成30年度～平成32年度）しあわせプラン21の策定に先立ち、「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」が平成29年6月2日に公布されました。その内容は、①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進、②医療・介護の連携の推進等、③地域共生社会の実現に向けた取組の推進等、④2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする（平成30年8月施行）、⑤介護納付金への総報酬割の導入（平成29年8月分の介護納付金から適用）等となっています。

第7期（平成30年度～平成32年度）しあわせプラン21の策定にあたっては、第6期計画の取組を継続しつつ、平成37年（2025年）を見据え、データに基づく地域課題の分析を行い、自立支援・重度化防止のための取組や日常生活を支援する体制の整備、在宅医療・介護連携を図るための体制の整備、認知症施策の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進等により、地域包括ケアシステムを本市の実情に応じて深化・推進していく必要があります。

2 計画の性格及び他の計画との調和

第7期しあわせプラン21は、第6期から第9期における地域包括ケアシステムの段階的な構築の方針と、その中での第7期の位置づけを明らかにし、第7期の目指す目標と具体的な施策を示すものです。

また、「ひたちなか市第3次総合計画前期基本計画」の基本構想を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築を推進し、「ともに支えあい末永く健やかに暮らせるまちづくり」を目指しとともに、国や県が定める医療、介護及び福祉等に関する計画や本市の地域福祉計画等との調和を図ります。

3 計画の法的位置付けと計画期間

第7期しあわせプラン21は、老人福祉法の規定に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法の規定の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に構成したものです。高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、第3期から3年を1期とする計画期間となっており、本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

第2章 高齢者を取り巻く状況

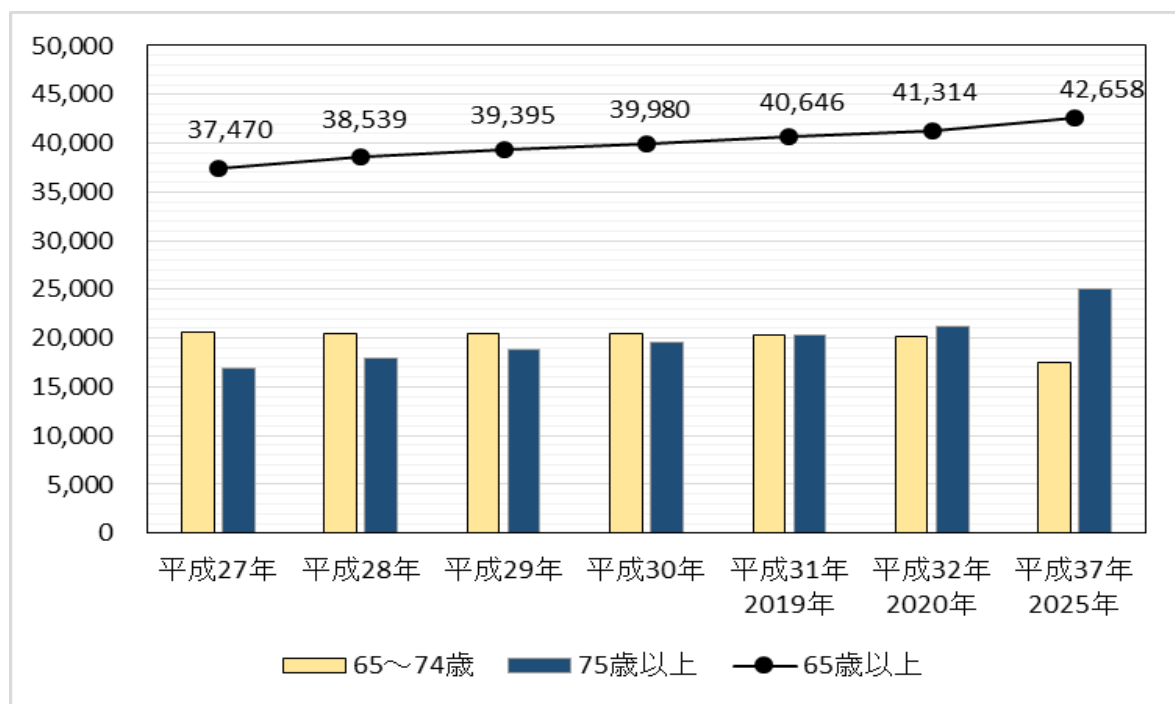
1 介護保険被保険者数の推計

市の介護保険被保険者数の推移と推計（単位：人）

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 2019 年	平成 32 年 2020 年	平成 37 年 2025 年	
40 歳以上合計	91,954	92,979	93,907	95,121	95,849	96,579	97,550	
内 訳	第 2 号被保険者 40～64 歳	54,484	54,440	54,512	55,141	55,203	55,265	54,892
	第 1 号被保険者 65 歳以上合計	37,470	38,539	39,395	39,980	40,646	41,314	42,658
	65～74 歳	20,554	20,518	20,520	20,430	20,287	20,145	17,573
	75 歳以上	16,916	18,021	18,875	19,550	20,359	21,169	25,085

※ 各年 10 月 1 日現在の住民基本台帳の人口。平成 30 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所の数値を参考とした将来推計。

市の介護保険被保険者数（65 歳以上）の推移と推計（単位：人）



2 高齢者の世帯状況

世帯状況の推移（単位：世帯）

区 分		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
		世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
総 世 帯 数		53,476	100.0%	56,319	100.0%	60,268	100.0%	61,104	100.0%
高齢者のいる世帯数計		14,112	26.4%	17,417	30.9%	20,882	34.6%	23,927	39.1%
内 訳	ひとり暮らし世帯数	2,038	3.8%	2,813	5.0%	3,739	6.2%	4,997	8.2%
	夫婦のみ世帯数	3,871	7.2%	5,401	9.6%	6,830	11.3%	7,786	12.7%
	その他の世帯数	8,203	15.4%	9,203	16.3%	10,313	17.1%	11,144	18.2%

資料：国勢調査

3 要介護者等の現状と将来推計

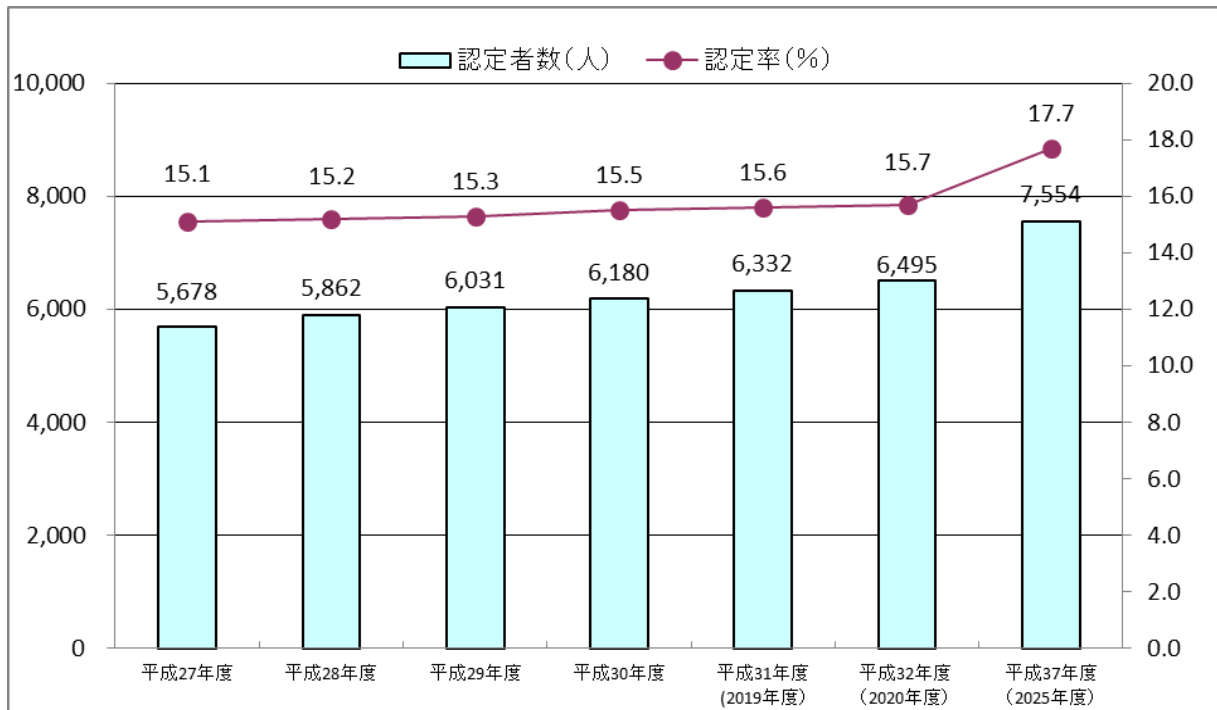
要介護度別認定者数の推移

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度 2020 年度	平成 37 年度 2025 年度
要支援 1	484	520	591	662	743	829	860
要支援 2	912	924	987	1,057	1,128	1,203	1,555
要介護 1	1,046	1,137	1,213	1,290	1,371	1,451	1,740
要介護 2	1,184	1,220	1,197	1,163	1,129	1,093	1,286
要介護 3	897	918	865	804	728	640	772
要介護 4	720	688	679	667	650	640	723
要介護 5	435	455	499	537	583	639	618
合計	5,678	5,862	6,031	6,180	6,332	6,495	7,554

※ 平成 29 年度までは 10 月 1 日現在の実績値。

平成 30 年度以降は地域包括ケア「見える化」システムによる推計値。

要介護認定者数・認定率



第3章 本市の課題と計画の基本理念及び基本方針

1 課題

高齢になっても、元気に満ちあふれた活力のあるまちづくりを実現するためには、支え合いの気持ちを大切に、生きがいをもって、安心して生活できるまちづくりに努めなければなりません。

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に提供する体制「地域包括ケアシステム」を深化・推進する必要があります。

高齢者が地域社会において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要であり、趣味や特技、サークル活動等を通じて地域社会と交流できる場、技能や経験を活かしたボランティア活動等を通じて、地域の一員として社会貢献できる場を提供することも大切です。高齢者が他の高齢者のための見守り、家事支援等の担い手となることで、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加を一体に図り、要介護状態等になることができる限り予防することが可能となります。

また、超高齢社会の中にあって、「要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止」等の介護保険制度の理念を堅持するとともに、茨城県地域医療構想等との整合性の確保や「介護離職ゼロ」に向けた介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤整備等を図っていく必要があります。

2 基本理念

第7期しあわせプラン21の基本理念は、ひたちなか市第3次総合計画前期基本計画の基本構想を踏まえ、第6期計画の「元気で思いやりと優しさに支えられたまちづくり」から「ともに支え合い末永く健やかに暮らせるまちづくり」に改めます。

3 基本方針

介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが重要です。よって、本計画の基本方針を「地域包括ケアシステムの深化・推進」とし、そのために必要となる施策の柱7項目を次のとおり定めます。

4 施策の柱となる7項目

施策の柱1 介護給付等対象サービスの充実・強化

高齢者が要介護状態等となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう地域密着型サービス等のサービスの提供や在宅と施設の連携等、地域における継続的な支援体制の整備を図ることが重要です。

その際、重度の要介護者、単身または夫婦のみの高齢者世帯及び認知症の人の増加、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性を踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護等の整備を推進するとともに、在宅での生活を送ることが困難な重度の要介護者に関しては、既存施設の状態を十分に踏まえたうえで、施設サービスの整備を図ります。

施策の柱2 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を理念としています。

要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図るために、住民や事業者など地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、地域のリハビリテーション専門職などとの連携を図ります。

施策の柱3 地域住民がともに支え合う地域づくり

見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援を含む日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくためには、地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出等を通じて、NPO、ボランティア、社会福祉法人等、生活支援・介護予防サービスを担う事業主体との協働体制の充実・強化を図ることが重要です。

また、地域住民による多様な地域福祉等に関する活動を支援し、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりを進めていきます。

施策の柱4 在宅医療・介護連携の推進

高齢化の進展に伴い、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者や認知症の高齢者等の増加が見込まれることから、当該高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において、地域における在宅医療及び在宅介護の提供に携わる者その他関係者の連携を推進するための体制の整備を図ります。

施策の柱5 認知症施策の推進

認知症の人が尊厳を保ちながら、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができ、また介護者も安心した社会生活を営むことができるよう、地域全体で認知症の人を支えていくまちづくりを推進することが必要です。そのため、認知症への理解を深めるための普及・啓発、認知症の人の介護者への支援、成年後見制度の利用促進等のための支援体制の整備、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供体制の整備等に取り組めます。

施策の柱6 生きがいづくりと社会参加の促進

明るく活力ある社会を確立するためには、高齢者が社会を支える大切な一員としての意欲を持ち続けることや、住み慣れた地域社会で自らの知識や経験を活かすことができる多くの機会に恵まれることが必要です。

そのため、高齢者の就労支援や高齢者クラブ活動、様々な分野でのボランティア活動による社会貢献など、高齢者の社会参加意欲を生かすことのできる環境づくりを推進します。

施策の柱7 高齢者の住まいの安定的な確保

地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となるため、個人において確保する持家としての住宅や賃貸住宅に加えて、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保するとともに、これらの住まいにおける入居者が安心して暮らすことができるよう、茨城県等関係機関との連携に努めます。

また、一人暮らし高齢者の見守りや高齢者の消費者被害防止など、安心・安全な生活環境の向上に努めます。

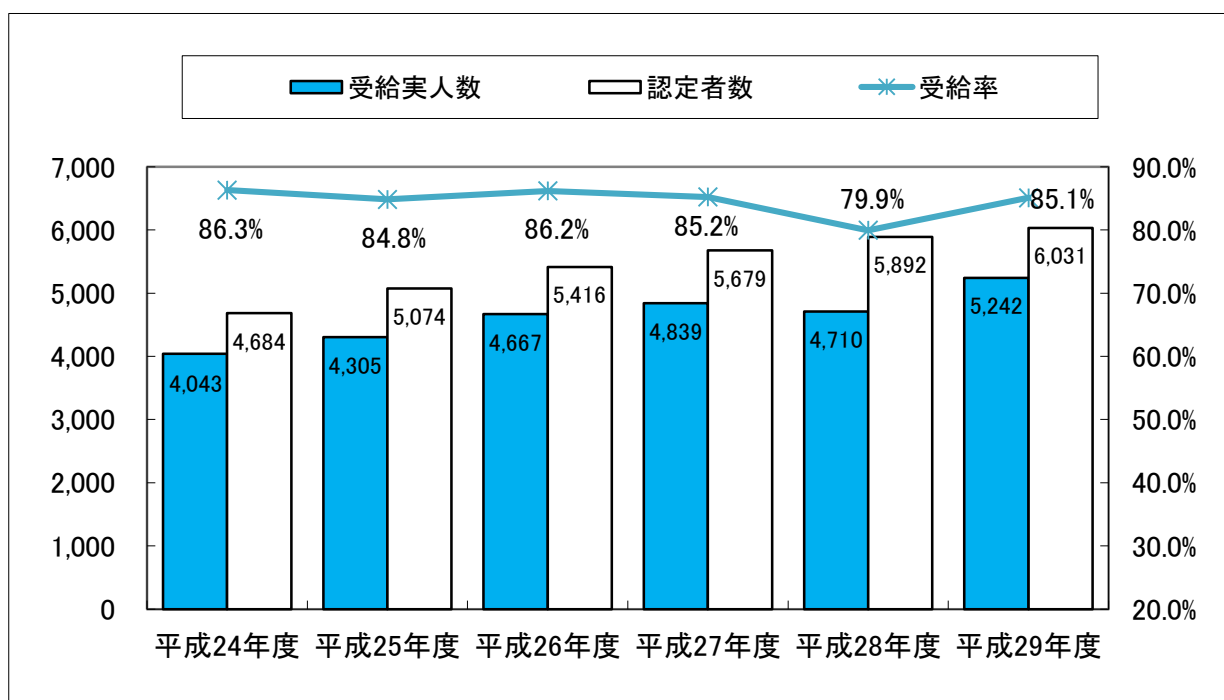
施策の柱1 介護給付等対象サービスの充実・強化

1 介護保険の円滑な運営

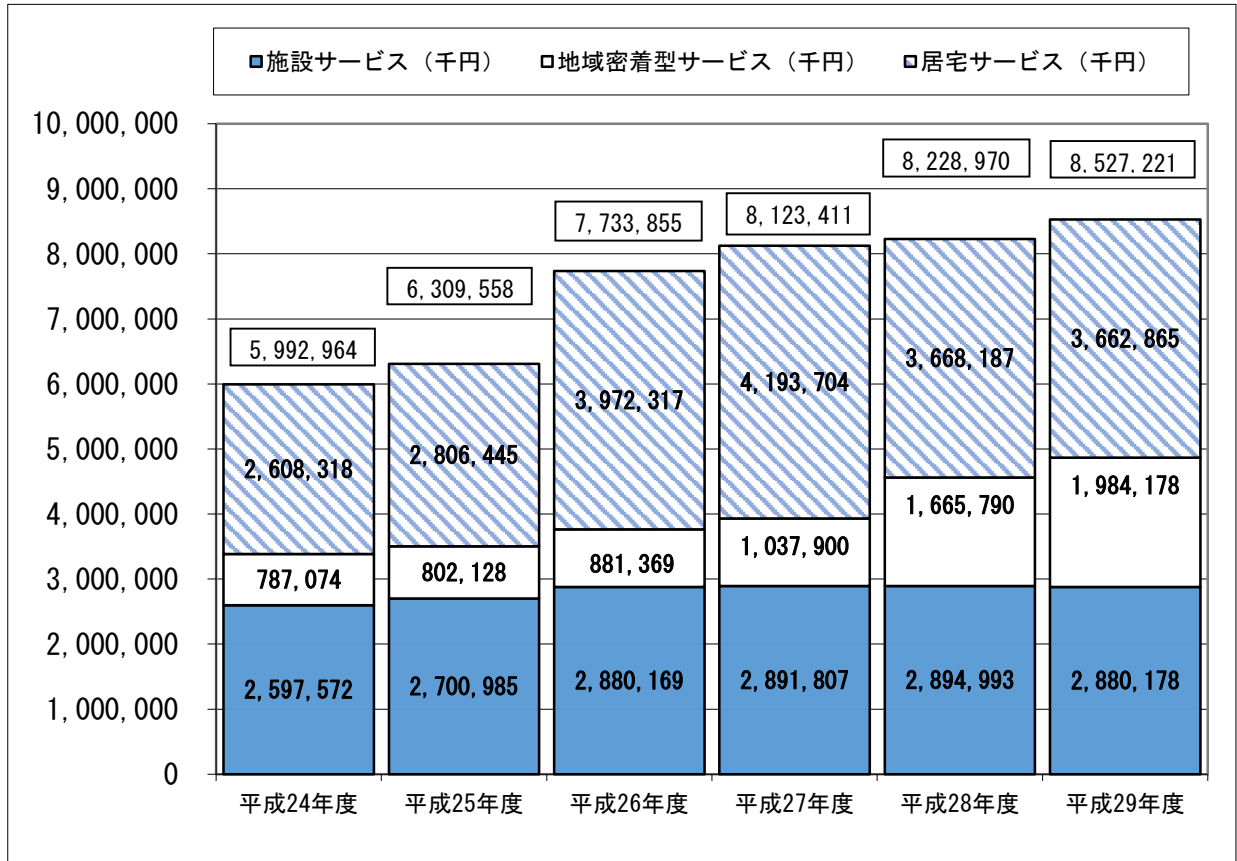
【現状】

認定者数に対するサービス受給者数の比率（受給率）は、平成24年度の86.3%をピークに平成25年度以降はほぼ横ばいで推移しています。また、サービス利用に対する保険給付額は平成24年度の約60億円から平成29年度決算見込みで約85億2千万円と大きく増加しており、なかでも地域密着型サービスの伸びが大きくなっています。

サービス受給者数・受給率



介護サービスの保険給付額推移



【今後の方針】

①介護予防サービスの推進

要支援者に対して、適切なケアマネジメントに基づく生活機能の低下予防と維持・向上のための介護予防サービスを推進します。

②地域密着型サービスの推進

高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活することが継続できるよう、地域密着型サービスの整備を推進します。

③介護保険事業の趣旨普及

介護保険事業の円滑な運営を図るには、制度に対する市民の理解・協力を得る事が必要であるため、市民に対して介護保険事業に関する情報提供及び事業の普及啓発に努めます。

④低所得者対策

低所得で生計が困難な方が、社会福祉法人が運営主体となっている施設サービスや居宅サービスを利用した場合の利用者負担額の軽減を図ります。

また、給付費の5割の公費負担とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を行います。